

公募型プロポーザル方式（建設工事）に係る手続開始の掲示について

次のとおり技術提案書の提出を公募します。

この公募型プロポーザル方式（建設工事）に係る手続きは、当掲示によるほか長野県公募型プロポーザル方式（建設工事）試行要領（最終改正 平成29年3月10日付け28建政技第285号）及び長野県公募型プロポーザル方式試行に係る情報の取扱要領（最終改正 平成29年3月10日付け28建政技第286号）に示すとおりです。

1 工事の概要

(1) 工事名

平成29年度 片桐ダム地点発電所建設工事

(2) 工事の目的

自然エネルギーの普及拡大に寄与するため、建設部管理ダムを活用した水力発電所の建設を行う。

(3) 工事内容

水力発電所建設工事 一式

(4) 技術提案を求める具体的内容

最適な発電方式の選定、地域貢献（施工条件・施工方法等）について以下のとおり提案を求め、より地域に開かれた発電所建設を目指す。

技術提案の内容	発電方式	効率的な発電方式の選定に関する提案	①効率的な発電機台数、水車方式の選択に優れた提案
			②メンテナンスが容易となる提案
		安全性に関する提案	漏油防止対策に関する提案
	地域貢献	施工条件の実現方法に関する提案	周辺環境と調和した外壁の木質化、理解・向上に資する提案（完成予想図、費用に基づき評価）
施工方法における課題対策に関する提案		進入路等の安全確保、周辺施設への配慮及び濁水対策など環境配慮に関する提案	

(5) 履行期限 平成33年1月29日（金）（債務負担行為設定済）

(6) 現場見学・説明会

- ・日時 平成29年11月10日（金） 午前10時00分から
- ・場所 片桐ダム（長野県下伊那郡松川町）

(7) その他

平成28年度に一般財団法人新エネルギー財団にて実施した可能性調査の成果品その他関係図書については、南信発電管理事務所において閲覧可能です。

なお、可能性調査成果品の内容は、提案における各機器の形式・仕様・規格・数量等を指定するものではありません。

2 技術提案書の提出者に必要とされる要件

(1) 対象工事に共通する入札参加資格要件

- ① 長野県建設工事の入札参加資格を有している者であること。
- ② 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ③ 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月18日建政技第337号。以下「入札参加停止措置要領」という。)に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- ④ 建設業法(昭和24年法律第100号)第28条に基づく営業停止の処分を受けていない者であること。
- ⑤ 有効な経営事項審査を有している者であること。
- ⑥ 県発注の他の対象工事において、請負契約約款第17条に基づく「設計図書不適合の場合の改造の請求」を受けていない者であること。
- ⑦ 県発注の他の対象工事において、長野県建設工事等検査要綱(平成15年4月1日会検第1号)第9条第3項に規定する文書による補修指示を受けていない者であること。
- ⑧ 県発注の他の対象工事において、履行遅滞に伴う催告の通知を受け、かつ、当該工事の完了期限経過後、請負契約約款第31条に基づく工事完成の検査を完了していない者でないこと。
- ⑨ 県発注の他の対象工事の入札において、同種工事の実績等の要件不適入札書と認定され、入札に参加できない旨の通知を受けていない者であること。
- ⑩ 県発注の他の対象工事の入札において、契約後確認調査に該当する落札候補者を1年以内に2回以上辞退したとして、入札に参加できない旨の通知を受けていない者であること。
- ⑪ 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- ⑫ 実質支配会社は、同一案件に同時入札することはできない。同時入札が判明した場合は、警告又は入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止を行うことがある。

なお、実質支配会社とは、次のいずれかに該当する会社をいう。

ア 人的関係のある会社(常勤・非常勤を問わない。ただし、①については会社の一方が更生会社又は再生手続きが存続中の会社である場合は除く。)

- ① 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を兼ねている場合。
- ② 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を兼ねている場合。

イ 親会社と子会社、及び親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合(総株主の議決権の過半数を有する。又は、有限会社の総社員の議決権の過半数を有する。ただし、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく特例子会社を除く。)

ウ 親会社に人的関係のある会社と子会社

エ 親会社の営業権の一部譲渡により入札参加資格を得た子会社と親会社

オ 事業協同組合とその構成員

(2) 工事ごとに定める入札参加資格要件

- ① 入札に付する工事に対応した長野県建設工事入札参加資格を有する者であること。
- ② 業種に関する要件を満たしている者であること。
- ③ 資格総合点数に関する要件を満たしている者であること。
- ④ 同種工事の実績又は専門性の有無に関する要件を満たしている者であること。
- ⑤ 特定建設業の許可に関する要件を満たしている者であること。
- ⑥ 配置技術者に関する要件を満たしている者であること。

⑦ その他発注機関の長が定める要件を満たしている者であること。

3 参加表明書の作成・提出に係る事項

(1) 参加表明書の作成様式

様式2号による。

(2) 参加要件資料の作成様式

様式3号による。

(3) 参加要件資料記載上の留意事項

①入札参加資格業種その他参加資格登録状況

入札参加資格業種、資格総合点数、特定建設業許可の有無を記載すること。

②保有する配置予定技術職員の状況

参加表明時点で在籍する技術職員の資格、員数について記載すること。

③同種または類似の工事の実績

ア 同種工事の実績とは、公共機関等から発注された工事を元請し、平成14年4月1日から掲示の日の前日までに竣工した工事で、水力発電所（出力100kW以上）の新規建設または大規模改修（リプレース）工事が該当する。

イ 会社としての施工実績を3件以内で記載すること。

ウ 工事実績については、これを証する契約書等の写しを添付すること。

④当該工事の実施体制

ア 配置を予定する主任（監理）技術者の資格、経歴等を記載すること。

イ 「最近15年間の主な工事実績」は、平成14年4月1日から掲示の日の前日までの間に竣工した工事を対象とする。

ウ 元請又は下請において「土木一式」の業種資格と、100kW以上の水力発電所の水圧鉄管の設計及び据付の実績を有することを記載すること。

エ 上記ウにおいて、元請又は下請において100kW以上の水力発電所の水圧鉄管の設計の実績を有しない場合は、元請又は下請において「建設コンサルタント（電力土木）」の業種資格及び100kW以上の水力発電所の水圧鉄管の設計の実績を有することを記載すること。

⑤提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

(4) 担当事務所・問い合わせ先

〒396-0014 長野県伊那市狐島3802-2

長野県企業局南信発電管理事務所 管理課

電話 0265-72-6121

ファックス 0265-78-8050

(5) 参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法

① 提出期限 平成29年12月6日（水）（提出時間は午前9時から午後5時まで）

② 提出場所 3（4）に同じ。

③ 提出方法 持参または郵送とする。

郵送の場合は一般書留又は簡易書留とし、提出期限までに発注機関に到達したものに限り。

ただし、郵送で提出した場合は、到達したことを電話で3（4）の担当者に確認すること。

(6) 技術提案書の提出者を選定するための基準

技術提案書の提出者は、2 (1) の要件を満たしているほか、次の基準に基づいて選定される。
なお、技術提案書提出選定者の業者名は、契約締結後、公表するものとします。

審査項目	選定の基準
入札参加資格業種	電気工事
資格総合点数	814 点以上
同種工事の実績又は専門性の有無	水力発電所（出力 100kW 以上）の新規建設または大規模改修（リプレース）工事の実績を有すること ※「同種工事の実績」とは、公共機関等から発注された工事を元請けし、平成 14 年 4 月 1 日から公告日の前日までに竣工した工事が該当します。
特定建設業の許可	必要
配置技術者に関する要件	主任（監理）技術者として、一級電気工事施工管理技士を配置できること。

(7) 非該当理由に関する事項

- ① 参加表明書を提出した者のうち、技術提案書の提出者として該当とならなかった者に対しては、該当とならなかった旨及びその理由（非該当理由）を書面により南信発電管理事務所長から通知する。
- ② 上記アの通知を受けた者は、通知した日の翌日から起算して 10 日（長野県の休日を含めない。）以内に、書面（様式自由）により南信発電管理事務所長に対して非該当理由について説明を求めることができる。
- ③ 非該当理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して 10 日以内（休日を含めない。）に書面により回答する。

(8) その他の留意事項

- ① 技術提案書提出の非該当者以外の者への通知は行いません。
- ② 参加表明書の提出をした業者名（参加要件資料審査結果表）は、契約締結後、公表するものとします。

4 技術提案書の作成・提出に係る事項

(1) 技術提案書の作成様式

様式 7 号による。

(2) 技術資料の作成様式

様式 8 号による。

(3) 技術提案書記載上の留意事項

① 配置予定技術者の資格、経歴等の状況

ア 「最近 15 年間の主な工事」は、平成 14 年 4 月 1 日から掲示の日の前日までの間に、「同種又は類似工事」は、平成 14 年 4 月 1 日から掲示の日の前日までの間に竣工した工事を対象として記載すること。

イ 資格、主な工事及び同種又は類似工事の実績については、これを証する資格者証、契約書等の写しを添付すること。

② 地域貢献に関する確認事項

地域貢献について評価するため、長野県内（南信地域）に本店又は営業所を有する者に下請を依頼する予定がある場合は、予定者の社名、業種、所在地、下請予定金額について記載すること。

③ 技術提案

ア 提案する水車発電機において、ダムの水資料、機器・構造物の効率等から算定した発電最大電力及び想定電力量（年間）を記載すること。

イ その他求められた技術提案について、簡潔にまとめること。

④ 工事に係る費用とその内訳

ア 様式は自由とする。

イ 必要に応じて、内訳についての詳細提示をさらに求めることがある。

ウ 工事費用の積算にあたっては、労務単価、資材等県が公表している価格についてはこれを使用すること。

⑤ 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

(4) 不明の点がある場合の質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

① 受付期間 平成29年12月6日（水）まで

② 受付場所 3（4）に同じ。

③ 受付時間 午前9時から午後5時まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く）

④ 受付方法 FAXまたはメール等とする。

⑤ 回答方法 ・技術提案内容に係る質問の場合は、原則として非公開とするが、質問者に対してはFAX又はメール等により回答する。
・発注者が求める技術提案項目に係る質問及び技術提案書の提出等の事務手続きに係る一般的な質問の場合は、長野県ホームページにて公表する。

(5) 技術提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

① 提出期限 平成29年12月22日（金）（提出時間は午前9時から午後5時まで）

② 提出場所 3（4）に同じ。

③ 提出部数 1部

④ 提出方法 持参または郵送とする。

郵送の場合は一般書留又は簡易書留とし、提出期限までに発注機関に到達したものに限り。

ただし、郵送で提出した場合は、到達したことを電話で3（4）の担当者に確認すること。

(6) 技術提案書のヒアリングに関する事項

① ヒアリング予定日 平成30年1月11日（木）

② ヒアリング予定場所等

場所 3（4）に同じ。

（詳細は決定次第連絡します。）※各社30分程度を予定（提案者数により変更することがあります。）

(7) 技術提案書を特定するための評価基準

技術提案書は、次の基準に基づいて特定される。なお、技術提案書審査結果表（様式9-1）は、契約締結後、公表するものとします。（但し、業者名は特定した業者名のみ公表）

評価項目	評価事項		評価の視点
配置予定の技術者の資格等 (10点)	主任(監理)技術者	資格	専門分野の資格を有しているか
		主任技術者の経歴	上記資格を取得後、豊富な経験を有しているか
		同種・類似工事の実績	豊富な同種・類似工事の実績を有しているか
	現場代理人担当技術者	資格	必要な資格を有しているか
		経歴及び同種・類似工事の実績	上記資格を取得後、豊富な経験当を有しているか
地域要件に関する事項 (10点)	元請事業者の所在地に関する事項		元請及び下請業者の所在地により評価
	下請業者の所在地に関する事項		
	松川町に対する貢献		
費用 (20点)	建設費		予算を超過しない範囲における、経済性を評価
技術提案の内容 (30点)	発電方式	効率的な発電方式の選定に関する提案	求められた提案項目ごとに的確性、施工性、経済性等の視点で審査する
		①効率的な発電機台数、水車方式の選択に優れた提案	
		②メンテナンスが容易となる提案	
	安全性に関する提案	漏油防止対策に関する提案	
地域貢献	施工条件の実現方法に関する提案	周辺環境と調和した外壁の木質化、理解・向上に資する提案(完成予想図、費用に基づき評価)	
	施工方法における課題対策に関する提案	進入路等の安全確保、周辺施設への配慮及び濁水対策など環境配慮に関する提案	
投資効果に関する評価(25点)			建設費、電力料収入、維持管理費(20年間)について総合的に評価
技術提案の内容と施工の整合性 (5点)			提案の内容が十分検討されており、施工性においても評価できるか。
評点の合計結果(100点)			

(注1) 配置予定の技術者数は、複数配置することに制限はないが、評価は代表技術者1名に対して行う。技術者を複数名配置する場合は、代表技術者が分るように記載すること。

(8) 特定者への通知に関する事項

特定した者に対して、南信発電管理事務所長から特定した旨の通知を行い、随意契約を行う。

(9) 非特定理由に関する事項

- ① 技術提案書を提出した者のうち技術提案書を特定しなかった者に対して、特定しなかった旨及び特定しなかった理由(以下「非特定理由」という。)を書面により通知します。
- ② 上記の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して10日(長野県の休日を定める条例(平成元年条例第5号)第1条に規定する県の休日(以下休日という。))以内に、書面により南信発電管理事務所長に対して非特定理由についての説明を求めることができます。
- ③ 非特定理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日(休日を含まない。)以内に、書面により回答します。
- ④ 非特定理由の説明請求の受付及びその回答方法
 - ア 受付場所 3(4)に同じ。
 - イ 受付時間 上記イの期間中、午前9時から午後5時までの間とする。
 - ウ 受付方法 FAXまたはメール等とする。なお、FAXの場合は、3(4)の担当者に電話

により到達の有無を確認すること。

エ 回答方法 FAX 又はメール等により回答する。

(10) 工事予算額 678,600千円(税込み)

(11) その他の留意事項

- ① 提出された技術提案書は、返却いたしません。
- ② 技術提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- ③ 提出された技術提案書は、技術提案書の特定以外には提出者に無断で使用しません。
- ④ 技術提案書に虚偽の記載をした場合は、技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止を行うことがあります。

5 その他

(1) 契約書作成の要否

要 (長野県建設工事事務処理規程(昭和51年3月3日付け50監第590号)による。)

(2) 関連情報を入手するための窓口

3(4)に同じ。

(3) 必要に応じて参加表明書に関するヒアリングを行う場合があります。

(4) 必要に応じて技術提案書に関する補足説明資料を求める場合があります。

(5) 技術提案書の補足資料がある場合には、プレゼンテーション時に提出することが出来ます。

(6) 別紙 特記仕様書を最低限満たすこと。